

令和3年度  
協同農業普及事業外部評価実施報告書

令和4年2月

香川県農政水産部農業経営課

# 目 次

1	はじめに	1
2	外部評価の概要	1
3	評価委員会の開催	2
4	評価結果	2
5	終わりに	2
[協同農業普及事業外部評価調書]		
普及指導活動課題2 県産農産物の安定供給		
評価対象課題		
(1)	米麦の生産振興 (東讃農業改良普及センター)	3
(2)	米麦の生産振興 (小豆農業改良普及センター)	5
(3)	魅力ある野菜の生産振興と野菜産地の持続的発展 (中讃農業改良普及センター)	7
(4)	魅力ある野菜の生産振興と野菜産地の持続的発展 (西讃農業改良普及センター)	9
[参考]	協同農業普及事業外部評価実施要領	11

## 1 はじめに

行財政改革が推進される中で、情報公開により透明性を確保しつつ、効率的・効果的な事業の実施を図っていくことが求められている。

本県では「協同農業普及事業の実施に関する方針」に示したとおり、従来から実施してきた組織内部の活動の点検や評価以外に、外部評価制度を平成17年度から本格導入し、幅広い視点から普及事業に関して客観的な評価を得るとともに、その評価結果を普及事業へ反映することに努めている。

本年度は次のとおり協同農業普及事業外部評価委員会(以下「評価委員会」という。)を開催し、そこで審議された結果を報告書として取りまとめた。

## 2 外部評価の概要

### 1) 評価委員会の設置

外部評価を行う機関として、香川県農業技術総合推進検討会の内部組織である評価委員会を設けた。

役 職	氏名 (敬称略)	所 属 ・ 職 名
委員長	秋 光 和 也	国立大学法人香川大学農学部 学部長
委 員	六 車 孝 雄	香川県農業経営者協議会 会長
	大 西 千 明	認定農業者、農業士
	福 家 和 仁	I F K 会長
	田 村 照 栄	東かがわ市農業委員会 会長
	板 野 利 信	株式会社日本政策金融公庫高松支店農林水産事業 事業統轄
	野 田 法 子	一般社団法人香川県婦人団体連絡協議会 会長
	谷 本 小百合	株式会社高松リビング新聞社 編集長
	久保田 英 俊	久保田税理士事務所 所長 (税理士)

### 2) 評価対象課題の選定

本年度は新たな普及指導計画が策定され、5か年計画(R3~R7年度)の初年度である。

評価対象課題の選定については、昨年度までの取組みを踏まえ、本年度と来年度は普及指導活動課題2の「県産農産物の安定供給」を評価対象課題とした。本年度は、「米麦の生産振興」と「魅力ある野菜の生産振興と野菜産地の持続的発展」を先行して対象課題とし、各農業改良普及センターが説明する課題について、委員の意見を踏まえて、4課題を決定した。

- |                            |                |
|----------------------------|----------------|
| (1) 米麦の生産振興                | (東讃農業改良普及センター) |
| (2) 米麦の生産振興                | (小豆農業改良普及センター) |
| (3) 魅力ある野菜の生産振興と野菜産地の持続的発展 | (中讃農業改良普及センター) |
| (4) 魅力ある野菜の生産振興と野菜産地の持続的発展 | (西讃農業改良普及センター) |

### 3) 評価項目および評価の観点

課題ごとに次の5項目を評価した。

#### (1) 緊急性・必要性

[観 点] 一定の期間が経過し、現時点の農業者等のニーズや社会経済情勢に合致しているか。

#### (2) 普及計画の妥当性

[観 点] 支援対象の選定は妥当であるか。当初作成した計画は妥当であるか。

#### (3) 進捗状況・活動目標に対する達成度

[観 点] 当初計画のとおり進んでいるか。

(4) 普及指導活動による成果の波及効果

〔観 点〕 当初の見込みどおりの成果が得られそうか。または、当初の見込みどおりの成果が得られたか。

(5) 普及活動体制等の妥当性

〔観 点〕 農政の推進方向に即した活動展開や担い手への高度な技術・経営面での支援を行うために、組織体制や人員配置は妥当であるか。  
農業者の高度かつ多様なニーズや課題に的確に対応するために必要な資質の向上が図れる体制であるか。

4) 評価方法

委員は、3)の評価項目について5段階の点数評価を行うとともに、評価対象の普及指導活動に対する意見を評価委員会に提出する。

評価委員会は、各委員が行った点数評価の平均点および各委員からの意見の双方を参考にしながら協議のうえ、評価委員会の総合評価を決定する。

委員から出された意見は、次のいずれかに分類のうえ、評価委員会の意見として取りまとめ、総合評価とともに評価対象機関へ送付する。

- (1) より良い普及指導活動を実施するためのアドバイス
- (2) 参考となる意見

5) 評価結果の活用

事務局は、評価対象機関の改善実施状況についてフォローアップに努める。

評価対象機関は、評価委員会の指摘等を受けて考え方を整理し、普及指導活動や次年度の計画策定に反映させることに努める。

3 評価委員会の開催

1) 評価委員会(第1回)

- (1) 日時・場所 令和3年10月21日(木) 香川用水資料館 多目的室
- (2) 出席委員 秋光委員長、六車委員、大西委員、田村委員、板野委員、谷本委員、久保田委員
- (3) 議題 「評価対象課題についての説明」

2) 評価委員会(第2回)

- (1) 日時・場所 令和3年11月30日(火) 県庁北館3階 304会議室
- (2) 出席委員 秋光委員長、六車委員、大西委員、田村委員、板野委員、野田委員
- (3) 議題 「評価対象課題の総合評価」

4 評価結果

「協同農業普及事業外部評価調書」参照

5 終わりに

各委員の方々には御多忙の中、時間を割いていただき、極めて有益な御提言、御意見をいただいたことを深謝申し上げます。評価結果をもとに、普及指導活動の改善を図ってまいります。

## 外部評価調書Ⅱ（委員会の総合評価）

対象機関名	東讃農業改良普及センター		
普及指導課題名	米麦の生産振興		
普及活動期間	令和3年度～7年度	担当者数	7人
普及活動の概要	<p>[課題化の背景と普及活動事項]</p> <p>県産米は、品質・収量の低下や作付面積の減少が続いており、品質・収量向上対策や産地としての生産量の確保、水田農業の維持のため作付けの確保が必要である。</p> <p>県産小麦、はだか麦は、ここ2年の豊作や技術力の向上により、供給が需要を上回っているものの、実需者から高品質・安定生産が求められており、土地利用型農家や集落営農組織の基幹的作物であることから、作付面積の維持・拡大、品質向上等への支援が必要である。</p> <p>そこで、①需要に即した高品質・良食味米の生産振興、②実需者ニーズに即した麦類の安定生産に取り組む。</p> <p>[計画期間終了時の姿と成果指標（令和3年度当初→令和7年度末目標）]</p> <p>○「おいでまい」の一等比率（R2実績 82.1% 80%以上→80%以上）</p> <p>○麦類の作付面積の維持・拡大（小麦 1,014ha、はだか麦 149ha→麦類 1,200ha）</p>		

総合評価	評価基準	A
	<p>A 計画のとおり普及活動を実施するのが適当</p> <p>B 計画の内容についてアドバイスを踏まえ、実施するのが適当</p> <p>C 実施する必要はない</p>	
アドバイス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米の生産県として、作付けの維持・拡大と品質・単収向上をお願いする。麦も品質向上と安定生産を、米麦二毛作の推進でよろしくをお願いする。</li> <li>・主食用米の作付面積の維持確保に向けて努力していただいている事は理解している。今後とも品質、収量向上の研究も含め、作付け推進をお願いする。</li> <li>・水稲については、品質も大事であるが、現況の米取引価格状況を見ると、品種変更による収量のアップも必要ではないか。</li> <li>・麦については、品種改良・品種選定の見直しによる多様な作付けも大事では。</li> <li>・東讃地区でも、農地の集約が進んでいる地域とそうでない地域の差があるのは注視すべきと思う。また、品質向上のためには、土質等の影響もかなりあると思うので十分考慮すべきである。</li> </ul>	
その他参考意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実需者、販売サイドが求める品質（一等米比率）、コストにあうように、生産性（単収）の改善について、成果を確実に出せるよう期待している。</li> <li>・取組みとしてはすばらしいと思う。スマート農業を推進するための一要素として、やはり新しい担い手が出てくるのが期待されるので、それが課題かと思う。</li> <li>・限られた人員体制の中、作付維持や単収向上に向けての支援がよくできていると思う。</li> </ul>	
評価対象機関の考え方	<p>（令和3年12月14日回答 東讃農業改良普及センター）</p> <p>○米麦の安定生産と省力化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本県の水田の維持、水田農業の継続のためには、米と麦は欠かせない作物であり、その作付けを維持・拡大することは重要である。このため、特に農作業の省力化につながるスマート農業技術については、費用対効果に配慮して導入を支援するとともに、安定生産、単収向上に向けた栽培技術の改善等に取り組んでまいりたい。</li> <li>・米麦二毛作は、古くから行われている香川県に適した栽培体系であり、米麦両方の安定生産や収益増加、水田の有効利用につながることから引き続き、推進してまいりたい。</li> </ul>	

- ・主食用米の生産維持については、水田の重要性や水稻栽培のメリットを啓発するとともに、初心者向け講習会等により、新たな栽培者や小規模農家への栽培技術の継承を支援してまいりたい。

○米麦の品質向上

- ・米の品質は、全国下位に低迷しており一定の改善が必要であるが、温暖化等の影響もあり大幅な品質向上は難しい状況である。ご指摘のような品種変更あるいは収量増による収益の向上の視点は必要と考えており、栽培技術の改善も含め、新たな品種等についても農業試験場との連携のもと現地試験等を通じて検討してまいりたい。
- ・麦については、製粉や精麦、製麺などの実需者の求める品質の確保が重要であることから、気候・土壌等の地域性を考慮し、需要に応じた安定生産などに引き続き取り組んでまいりたい。

(総括)

米麦の安定生産と省力化及び品質の向上は、米麦だけでなく、野菜等も含めた水田における営農の持続的発展につながることから、普及センターでは、認定農業者や集落営農組織などの担い手の育成・確保、スマート農業等による生産現場の技術革新、土づくりや生産安定技術の普及等に取り組んでまいりたい。

## 外部評価調書Ⅱ（委員会の総合評価）

対象機関名	小豆農業改良普及センター		
普及指導課題名	米麦の生産振興		
普及活動期間	令和3年度～7年度	担当者数	3人
普及活動の概要	<p>[課題化の背景と普及活動事項]                      小豆管内の水稻栽培は、生産規模が零細で、大型農業機械が利用できる地域が少なく大規模化が難しいが、作付け減少は僅かに留まっている。                      一方、「小豆島」が一つのブランドであり、味・品質を高めることで高値販売や特別栽培米など特色を生かした取組みが重要である。                      そこで、①需要に即した高品質・良食味米生産の推進、②需要に即した米の計画的生産の推進、③麦類導入による二毛作の推進 に取り組む。</p> <p>[計画期間終了時の姿と成果指標（令和3年度当初→令和7年度末目標）]                      「小豆島」を一つのブランドとして、オリーブの副産物である搾り果実を使用したブランド米、また、棚田米など本土部との差別化を図り高値販売を推進する。                      また、高値販売や収量安定化、さらには集落営農等での作付け推進を図り、主食用米の作付け拡大を図る。                      一方、集落営農組織等の経営発展や冬場の農地利用の観点から麦類の作付けによる二毛作を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域ブランド米数（4ブランド→8ブランド）</li> <li>○食味品質（コシヒカリ）（タンパク 6.0%→6.0% 整粒歩合 47.1%→50% 一等米比率 20.5%→30%）</li> <li>○食味品質（おいでまい）（タンパク 6.6%→6.5% 整粒歩合 81%→70% 一等米比率 100%→80%）</li> <li>○環境に配慮した水稻栽培（栽培面積 16ha→16ha 取組戸数 29戸→15戸）</li> <li>○主食用米作付面積（92ha→100ha）</li> <li>○麦類の作付面積（0.2ha→3.0ha）</li> </ul>		

総合評価	評価基準	A
	A 計画のとおり普及活動を実施するのが適当 B 計画の内容についてアドバイスを踏まえ、実施するのが適当 C 実施する必要はない。	
アドバイス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・千枚田、オリーブの利用方法、移住者の農業に関する関心等、「小豆島らしい」地域が活性化していく支援体制を今後とも続けてもらいたい。</li> <li>・麦の振興推進し、「小豆島原料 100%地ビール」用の麦生産を振興するのは、島特有の「小豆島らしい」を強調する一手ではないのではないかと。</li> <li>（→麦の振興はしたらいと思うが、作るのが難しい地域であり、集落営農がどこまでやれるか、というのがある。100%地ビールにできたらよいが、他の醸造所に出す等も考えてはどうか）</li> <li>・小豆島ブランドをどう確立していくのか、それが課題かと思う。小豆島の他の分野との協力が必須だと思う。</li> <li>・今回初めて知ったブランド米がいくつかあった。「小豆島」ならではの高品質な米麦ブランド化はとても価値があり、素晴らしいと思う。同時に、その認知度アップも長く続けていく中での課題と思われる。</li> </ul>	
その他参考意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「小豆島らしい」という取り込みの形は良いと感じた。安田の郷やあきさかりに期待している。</li> <li>・小豆島の特性やブランドを活かせる諸施策の展開を期待している。</li> <li>・「オリーブ」という小豆島のイメージを前面に出してブランド化を図ることは大いに進めるべきだと思う。</li> </ul>	

(令和3年12月21日回答 小豆農業改良普及センター)

○「小豆島らしい」取組について

「棚田米」や「オリーブ堆肥」を使った特別栽培米、さらには県内では数少ない乾田直播栽培による「ミルキークイーン」など、特徴的な水稲生産の取り組みをさらに進めるとともに、イノシンなどの鳥獣害対策と併せた普及活動により、生産の安定に結び付けてまいりたい。

また、管内独自の「就農の手引き」を作成し、町の移住担当部署などとも幅広く連携しているところであり、移住者など新たな担い手による活性化にも、引き続き取り組んでまいりたい。

○麦の推進について

管内の歴史ある食品産業と連携し、小豆島産原料100%地ビールに次ぐ新たな商品開発を支援するとともに、集落営農組織での二毛作による農地の効率的な利用や収益性向上により、経営発展につなげてまいりたい。

○「小豆島ブランド」の確立について

島の知名度を活かし、多くの観光客に島の美味しい米や地域の特産品を味わってもらい、知名度をさらに高めるとともに、食品産業と農業者のマッチングにより、新たな「小豆島ブランド」の開発を支援してまいりたい。

(総括)

小豆地域は、狭隘なほ場や複雑な水利慣行等のもと水稲栽培が行われており、また生産者の創意工夫で「小豆島ブランド」が維持されている。

引き続き、関係機関と連携を密にし、水稲栽培の維持・拡大、水田の二毛作推進を図るとともに、生産者の所得向上に繋がるよう小豆島らしい米麦の生産振興に努めてまいりたい。

## 外部評価調書Ⅱ（委員会の総合評価）

対象機関名	中讃農業改良普及センター		
普及指導課題名	魅力ある野菜の生産振興と野菜産地の持続的発展		
普及活動期間	令和3年度～7年度	担当者数	7人
普及活動の概要	<p>[課題化の背景と普及活動事項] [課題化の背景と普及活動事項] 管内の野菜生産は、ブロッコリーやアスパラガス、ニンニク、スイートコーン、金時ニンジンなど多くの品目で主産地を形成しており、大規模農家においては経営規模が拡大している。一方で近年は、生産者全体の高齢化が進み、担い手の減少や生産資材の高騰とともに、異常気象や難防除病害虫の発生により生産性や品質が不安定な状況となっている。</p> <p>そこで、①生産性向上及び産地活性化に向けた支援（売れる野菜づくり）、②新規生産者・新規品目の早期生産安定に向けた支援（産地の将来を担う生産者の育成）に取り組む。</p> <p>[計画期間終了時の姿と成果指標（令和3年度当初→令和7年度末目標）] 県オリジナル品種や高度な栽培技術、機械化作業体系などの導入により、効率的な生産体系を確立し、高品質で特色ある野菜の生産拡大と野菜産地の持続的発展を図る。</p> <p>○県オリジナル品種の作付面積（47.7ha→48.6ha） ○主要野菜のうちブランド農産物作付面積（847.4ha→886.0ha）</p>		

総合評価	評価基準	A
	<p>A 計画のとおり普及活動を実施するのが適当</p> <p>B 計画の内容についてアドバイスを踏まえ、実施するのが適当</p> <p>C 実施する必要はない</p>	
アドバイス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さぬきのへイヤの作付面積拡大等で、新規生産者、新規品目の生産安定化をお願いする。</li> <li>・野菜生産をリードする地域なので、レタス・ブロッコリー等は価格変動に耐えうる生産性向上、青ネギ、イチゴ、ミニトマトはデータ駆動型農業のリード役に、ニンニクは病害対策をそれぞれ推進されることを期待している。</li> <li>・新規品目としての「さぬきのへイヤ」による、夏作野菜への関心の高まりを活かした作付拡大により販路開拓・PRとともに、雑草対策、収穫作業の省力化などの栽培管理体制を早急に確立する必要がある。</li> <li>・単収の高い品目に目が注がれがちであるが、多品目導入によるリスク分散も大切だと思う。また、耕作地がその品目に適した土壌かしっかり見極めなければならない。</li> </ul>	
その他参考意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニンニクの課題解決は様々な連携で、大学も協力できれば幸いである。</li> <li>・担い手の育成がやはり重要課題だと思う。若い担い手にきちんとした経理処理ができるように指導し、野菜は儲けることが可能な農業だと知らしめることも重要。</li> <li>・早々に生産者が増えているところがすばらしい。「さぬきのへイヤ」は認知度がこれから伸びていくと思うので、新規就農者を増やす視点も良いと思う。</li> </ul>	
評価対象機関の考え方	<p>（令和3年12月16日回答　中讃農業改良普及センター　）</p> <p>○「さぬきのへイヤ」の作付拡大等における新規生産者の新規品目の生産安定化について 「さぬきのへイヤ」については、昨年度までの実証結果に基づいた栽培マニュアルを作成し、新たな生産者への作付推進や生産安定化を図ってきたところであり、今年度は当初計画以上の成果を得ることができたことから、今後とも取組みを進めてまいりたい。</p>	

○主要野菜の生産性向上等について

管内の主要野菜については、品目ごとの課題や普及活動の成果について、関係機関との連携や情報共有を行うことにより、現場への速やかな波及や気運の醸成に努め「売れる野菜づくり」に取り組むこととしている。このうち、レタスやブロッコリーについては、生産の拡大や価格低迷に対応するため、講習会・現地巡回等を通じた生産量の確保と基本管理の徹底による安定生産を引き続き図ってまいりたい。青ネギについては、ドローン等のセンシング技術の利用を、イチゴ、ミニトマトについては、施設内の環境制御技術で培ってきた成果の波及を図るなど、スマート農業の導入を推進してまいりたい。ニンニクについては、白絹病の発生による生産力の低下をはじめとした様々な課題が混在しており、関係機関とのより緊密な連携や情報共有を図るとともに、専門的な知見を有する大学などからもアドバイスをいただきながら、課題解決に取り組んでまいりたい。

○「さぬきのへイヤ」の販路開拓・PRと栽培管理体制の確立について

県育成品種である「さぬきのへイヤ」の認知度向上や販路開拓については、生産者団体や関係課と連携しながら取り組んでいくとともに、栽培管理体制の確立に向けて、品種の特性を生かしつつ、直播栽培用の種子の確保や雑草対策、収穫や出荷の省力化等の課題解決を図ってまいりたい。

○野菜の多品目化について

新たな品目の導入に当たっては、地域の状況や生産者の経営内容に応じて検討する必要があり、価格変動によるリスクの分散にも注視しつつ、ほ場条件や市場ニーズに適した品目の導入を進めてまいりたい。

(総括)

魅力ある野菜の生産振興と産地の持続的な発展を目指し、生産者個々の経営状況や栽培面における課題解決に向けて重点的に支援することにより、将来を担う生産者を育成し持続可能な野菜産地の振興を図ってまいりたい。

## 外部評価調書Ⅱ（委員会の総合評価）

対象機関名	西讃農業改良普及センター		
普及指導課題名	魅力ある野菜の生産振興と野菜産地の持続的発展		
普及活動期間	令和3年度～7年度	担当者数	4人
普及活動の概要	<p>[課題化の背景と普及活動事項]            近年の輸入野菜の増加等により価格が低迷する一方、生産コストの増大により、農業所得が伸び悩んでいる。また、生産者の高齢化などから、離農が集中する可能性があり、産地の担い手不足は避けられない現状にある。さらに、異常気象の頻発や難防除病害虫の多発などから作柄が不安定化する要因が増している。これらの課題を解決することで、競争力のある野菜経営を確立する。</p> <p>そこで、①生産性向上及び産地活性化に向けた支援、②新規生産者・新規品目の早期生産安定に向けた支援に取り組む。</p> <p>[計画期間終了時の姿と成果指標（令和3年度当初→令和7年度末目標）]            産地間競争を勝ち抜くため、県育成オリジナル品種、伝統野菜のブランド化を活用した有利販売や異常気象に対応した技術導入で農業所得の向上を図る。また、需要が拡大している加工・業務用野菜は、省力化機械の導入や効率化により低コスト生産を実現する。さらに、時代に対応したスマート農業の取組み、効率的な生産や生育診断の推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○主要露地野菜の作付面積（1,270ha→1,300ha）</li> <li>○主要施設野菜の反収（イチゴ 4,400kg→5,000kg アスパラガス 1,735kg→2,000kg）</li> <li>○県オリジナル品種の作付面積（野菜）（16.9ha→18.0ha）</li> </ul>		

総合評価	評価基準	A
	A 計画のとおり普及活動を実施するのが相当 B 計画の内容についてアドバイスを踏まえ、実施するのが相当 C 実施する必要はない	
アドバイス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さぬきファーマーズステーションのケースのような形で技術の向上・安定と、産地の発展につなげるようお願いする。</li> <li>・野菜生産をリードする地域として、レタスは価格変動を吸収する生産面の対策の他、出荷調整支援ラインの使用料等のコスト削減、販売サイドの需要に合わせた加工用に適した品種の開発、予冷庫による出荷時期、鮮度保持の調整の支援への取り組みも期待している。</li> <li>・イチゴ栽培にて、過去から言われている個々の収量格差について、栽培上の課題、適正なハウス環境整備、また「いちご塾」の運営による生産者同士の学び会による個々の収量アップを図り、産地全体の生産量向上を進めていただきたい。</li> <li>・大規模経営で、ICT化や省力化が進んでいるところはさらに進めるべきだが、一方で小規模経営の生産者も取り残されないようにしなければならない。</li> </ul>	
その他参考意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・きめ細かい取り組みが十分感じ取れた。さぬき姫やさぬきのめざめの作付面積が目標値に達成しており、ご苦労様。</li> <li>・担い手の育成がやはり重要課題だと思う。若い担い手にきちんとした経理処理ができるように指導し、野菜は儲けることが可能な農業だと知らしめることも重要である。</li> <li>・ニンニクのスポンジ球やイチゴの病害虫など、さまざまな課題があることがよく分かった。県内の一大野菜産地として、乗り越えられることを期待している。</li> </ul>	

評価対象機関の考え方

(令和3年12月17日回答 西讃農業改良普及センター )

○イチゴ産地の維持・発展について  
引き続き「さぬきファーマーズステーション」の活用による栽培環境や施肥量などの分析データを踏まえ、更なる高品質化・高収量化を推進するとともに、「いちご塾」の開催による生産者同士の学びの場を通じて、栽培技術の早期高位平準化や将来のリーダーとなる担い手の育成を図り、産地の維持・発展に繋げてまいりたい。

○主要野菜の省力化と安定生産について  
レタスについては、高齢化等により生産量は減少傾向にあるが、平成30年に鮮度保持及び集出荷支援を目的としてJAに整備された、最新鋭の選果・包装ラインを備えた集出荷施設を核として、省力化と生産量の維持を目指したい。さらに、病害虫対策や排水対策等による生産性の向上、省力・低コスト技術の開発・普及により、農家経営の安定と所得の確保を図ってまいりたい。

また、食の外部化や簡便化等により需要が増加している加工向け野菜については、利用に適した大玉品種等の現地試作や定時・定量出荷に対応できる機械化一貫体系の導入等について検討してまいりたい。

○新たな技術の普及・推進  
スマート農業技術や省力化技術については、高価な機械・機器もあることから、導入コストに対する費用対効果を考慮しながら、経営規模に応じた活用を推進するとともに、必要に応じて共同利用についても検討してまいりたい。なお、こうした機械・機器を用いない品質向上や安定生産、省力・低コスト化技術については、講習会や個別指導を通じて普及を図ってまいりたい。

(総括)  
野菜をめぐる情勢は、生産者の高齢化や新型コロナウイルス感染症の影響による労働力不足、市場価格の低迷、輸入野菜の増加、ハウスや生産資材の高騰、気候変動の影響など、依然と厳しい状況が続いているが、引き続き、関係機関と緊密に連携し、魅力ある野菜の生産振興と野菜産地の持続的な発展に努めてまいりたい。

# 協同農業普及事業外部評価実施要領

平成17年9月1日	17農経第30887号	農業経営課長
一部改正	平成23年8月3日	23農経第23845号
一部改正	平成28年7月26日	28農経第38882号
一部改正	令和2年8月26日	2農経第43322号
一部改正	令和3年8月31日	3農経第35941号

## 第1 目的

農業改良普及センター（以下「普及センター」という。）および農業経営課が実施する普及指導活動について、外部の専門家等による適切な評価（以下「外部評価」という。）を行うことにより、限られた予算、人材、設備等の資源を有効に活用しながら、県内農業生産現場が抱える課題について迅速に対応していくとともに、協同農業普及事業の根幹をなす普及指導活動の活性化を図ることを目的とする。

## 第2 外部評価制度の概要

### （1）外部評価対象の課題選定

1）「協同農業普及事業の実施に関する方針」に基づいて設定した普及指導活動の基本的課題に沿って、各普及センター及び農業経営課が策定した普及指導計画（農業革新支援専門員活動計画）に定めている普及指導活動課題一覧の中から、評価する課題を選定する。

2）選定は、第4に規定する評価委員会の事務局が、各普及センター、評価委員会と協議して行う。（1）、2）の具体的な方法は第6に記載）

### （2）外部評価の項目

外部評価の項目は、普及指導活動に共通する部分の中から定める。

### （3）外部評価の種類

普及指導活動はPDCAサイクル（計画→実施→点検および是正→見直し）を繰り返しながら、継続的な改善を行っており、その中には事前評価、事後評価、追跡評価の要素を含んでいるので、外部評価の種類分けはしない。

## 第3 対象機関

- （1）東讃農業改良普及センター
- （2）小豆農業改良普及センター
- （3）中讃農業改良普及センター
- （4）西讃農業改良普及センター
- （5）農業経営課

#### 第4 評価委員会の設置

- (1) 協同農業普及事業の外部評価を行う機関として、「香川県農業技術総合推進検討会」（以下「推進検討会」という。）の内部組織である「協同農業普及事業外部評価委員会」（以下「評価委員会」という。）をあてる。
- (2) 評価委員会は、第2の(1)で選定した課題に関する評価対象機関の取組みを評価する。
- (3) 評価委員会の事務局（以下「事務局」という。）は、農業経営課に設置する。

#### 第5 委員の選任

- (1) 評価委員会の委員については、推進検討会の会長が指名する。
- (2) 委員がその職務を遂行できなくなった時は、事務局は会長と協議して後任を選定する。
- (3) 委員は、評価を行うにあたっては、公正な立場から総合的な判断を行うとともに協同農業普及事業がより良いものとなるよう適切な助言を与えるよう努めるものとする。
- (4) 委員は、協同農業普及事業に係る個人情報など、外部評価を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も、同様とする。

#### 第6 評価対象とする課題の選定方法

- (1) 事務局は、普及指導課題一覧（様式1）を作成し、普及センターと協議の上で、各年度の評価対象とする課題および対象機関を選定し、評価委員会の承認を得て決定する。  
この際、評価対象機関の間に職員数の差があるので、課題の選定にあたっては職員数に留意する。
- (2) 限られた時間内で外部評価を行う必要があることから、評価に適した単位で行う。ただし、概ね3年に1回は主要な普及指導計画が外部評価の対象となるよう計画的に評価対象を選定する。

## 第7 外部評価の観点

外部評価の項目	外部評価の観点	総合評価
緊急性・必要性	●一定の期間が経過し、現時点の農業者等のニーズや社会経済情勢に合致しているか。	●計画のとおり実施するのが適当 ●計画の内容を条件のとおり変更して実施するのが適当 ●実施する必要はない
普及計画の妥当性	●支援対象の選定は妥当であるか。 ●当初作成した計画は妥当であるか。	
進捗状況・活動目標に対する達成度	●当初計画のとおり進んでいるか。	
普及指導活動による成果の波及効果	●当初の見込みどおりの成果が得られそうか。 ●または、当初の見込みどおりの成果が得られたか。	
普及活動体制等の妥当性	●農政の推進方向に即した活動展開や担い手への高度な技術・経営面での支援を行うために、組織体制や人員配置は妥当であるか。 ●農業者の高度かつ多様なニーズや課題に的確に対応するために必要な資質の向上が図れる体制であるか。	

## 第8 外部評価方法および総合評価

- (1) 1) 委員は、外部評価対象の普及指導課題について、第7で定めた外部評価の項目に沿って、外部評価調書Ⅰ（様式2）を用い、5段階の点数評価を行うとともに、意見を評価委員会に提出する。
- 2) 評価委員会は、各委員が行った点数評価の平均点および各委員からの意見の双方を参考にしながら協議のうえ、外部評価調書Ⅰ（様式2）を用い、評価委員会の総合評価を決定する。
- 3) 点数評価は、評価対象の総合評価を決定する唯一の基準とはしない。
- 4) 2) の評価委員会の総合評価は外部評価調書Ⅱ（様式3）に掲げる総合評価の選択肢の中から、いずれか一つを選択して決定する。
- 5) 各委員から出された意見は、次のいずれかに分類のうえ、評価委員会の意見として取りまとめ、総合評価とともに評価対象機関へ送付する。
- ①より良い普及指導活動を実施するためのアドバイス
- ②参考となる意見
- 6) 5) の意見に対し、送付された日から1か月以内に評価対象機関の考え方を外部評価調書Ⅱ（様式3）により回答する。
- (2) 外部評価調書の取りまとめは、事務局が行う。

## 第9 評価委員会の開催

- (1) 評価委員会は、毎年度、2日間程度開催する。
- (2) 第1日目は、評価対象機関によるプレゼンテーションを行う。
- (3) 第2日目は、第8に基づき評価を行う。
- (4) 評価委員会は、外部評価対象の課題数によっては、(2) および(3)に掲げる外部評価作業を1日で実施することができる。

## 第10 外部評価に関する関係書類の作成

評価対象機関は、普及指導計画・自己評価（様式4）を作成し評価委員会第1日目の10日前までに事務局へ提出する。事務局は各委員へ収受した書類を送付する。

## 第11 外部評価時期

評価対象機関および事務局は、外部評価結果を翌年度の普及指導計画の策定や普及指導活動に反映するため、第9から第11までに掲げる事務を、普及指導計画策定期間までに終えなければならない。

## 第12 外部評価結果の公表

外部評価結果については、県民に分かりやすい形で取りまとめ、外部評価結果の概要などを県のホームページへの掲載や普及センターおよび農業経営課での閲覧などにより広く公表する。（個人情報に該当するものは除く。）

## 第13 制度の見直し

毎年度、外部評価制度の点検を行うとともに、委員会で出された意見を参考として、必要な改善を加えていく。

## 第14 その他

- (1) 普及センターおよび農業経営課は、外部評価結果をできる限り尊重し、以後の普及指導活動に適切に反映させ、より効率的・効果的な普及指導の体制及び活動を行うよう努めなければならない。
- (2) 農業経営課は、外部評価の実施にあたり、評価対象機関の関係職員に過重な負担とならないよう、また本来の普及指導活動業務に支障が出ないよう、十分配慮しなければならない。

### 附則

この要領は、平成17年 9月 1日から施行する。

平成23年 8月 3日 一部改正

平成28年 7月26日 一部改正

令和 2年 8月26日 一部改正

令和 3年 8月31日 一部改正

# 様式 1

令和 年度 普及指導課題一覧 (普及指導計画期間 令和3年度～令和7年度)

普及指導活動課題		対象機関 (普及センター、農業経営課)
<b>1 担い手の確保・育成</b>		
1) 多様なルートからの新規就農者の確保		東讃、小豆 中讃、西讃
2) 時代の変化に柔軟に対応する力強い担い手の確保・育成		東讃、小豆 中讃、西讃
3) 地域を支える集落営農の推進と多様な組織の育成		東讃、小豆 中讃、西讃
4) GAPの取組みによる農業経営の改善と信頼性の向上		東讃、小豆 中讃、西讃
<b>2 県産農産物の安定供給</b>		
1) 米麦の生産振興		東讃、小豆 中讃、西讃
2) 魅力ある野菜の生産振興と野菜産地の持続的発展		東讃、小豆 中讃、西讃
3) ブランドとなる高品質な果樹の生産振興と産地の持続的発展		東讃、小豆 中讃、西讃
4) オリーブ産業の振興		東讃、小豆 中讃、西讃
5) 魅力ある高品質な花きの生産振興と花き産地の持続的発展		東讃、小豆 中讃、西讃
6) 魅力ある高品質な畜産物の生産振興と畜産業の持続的発展		東讃、小豆 中讃、西讃
<b>3 活力あふれる農村の振興</b>		
1) 鳥獣被害防止対策 2) 地産地消等の推進 3) 農村の活性化		東讃、小豆 中讃、西讃
<b>4 地域プロジェクト</b>		東讃、小豆 中讃、西讃
<b>5 重点プロジェクト</b>		農業経営課 (革新支援センター)

様式2

外部評価調書 I (委員用)

委員名

対象機関名	
普及指導課題名	

評価の項目 (各項目とも5段階評価)	採点 (○で囲んでください)
<p><b>【緊急性・必要性】</b></p> <p>・一定の期間が経過し、現時点の農業者等のニーズや社会経済情勢に合致しているか。</p>	<p>5 大いに認められる</p> <p>4 認められる</p> <p>3 概ね認められる</p> <p>2 あまり認められない</p> <p>1 認められない</p>
<p><b>【普及計画の妥当性】</b></p> <p>・支援対象の選定は妥当であるか。</p> <p>・当初作成した計画は妥当であるか。</p>	<p>5 大いにある</p> <p>4 ある</p> <p>3 概ねある</p> <p>2 あまりない</p> <p>1 ない</p>
<p><b>【進捗状況・活動目標に対する達成度】</b></p> <p>・当初計画のとおり進んでいるか。</p>	<p>5 大いに進んでいる</p> <p>4 進んでいる</p> <p>3 概ね進んでいる</p> <p>2 あまり進んでいない</p> <p>1 進んでいない</p>
<p><b>【普及指導活動による成果の波及効果】</b></p> <p>・当初の見込みどおりの成果が得られそうか。</p> <p>・または、当初の見込みどおりの成果が得られたか。</p>	<p>5 大いに進んでいる</p> <p>4 進んでいる</p> <p>3 概ね進んでいる</p> <p>2 あまり進んでいない</p> <p>1 進んでいない</p>
<p><b>【普及活動体制等の妥当性】</b></p> <p>・農政の推進方向に即した活動展開や担い手への高度な技術・経営面での支援を行うために、組織体制や人員配置は妥当であるか。</p> <p>・農業者の高度かつ多様なニーズや課題に的確に対応するために必要な資質の向上が図れる体制であるか。</p>	<p>5 大いに期待できる</p> <p>4 期待できる</p> <p>3 概ね期待できる</p> <p>2 あまり期待できない</p> <p>1 期待できない</p>

コメント

--

様式3

外部評価調書Ⅱ（委員会の総合評価）

対象機関名			
普及指導課題名			
普及活動期間		担当者数	人
普及活動の概要			

総合評価	評価基準	
	<p>A 計画のとおり普及活動を実施するのが適当</p> <p>B 計画の内容についてアドバイスを踏まえ、実施するのが適当</p> <p>C 実施する必要はない</p> <p>※2度目の評価を受ける課題においては、Aの基準を「計画のとおり普及活動を実施できている」とする。</p>	
アドバイス		
その他参考意見		
評価対象機関の考え方	(令和 年 月 日)	

様式 4

1 普及指導計画

整理番号		○○農業改良普及センター									
課題名		担当者									
課題化の背景	前年度までの実績経過										
目標・あるべき姿											
関係機関名											
関連事業名											
目標項目（目標及び実績）		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	到達目標	備考			
	当初目標										
	年度末実績										
令和 年度活動事項及び活動内容等（5年計画○年目）											
普及活動事項	対象者	目標項目及び現状値	当年度末到達目標	主な活動内容及び手段							

普及指導活動の進捗状況	
目標達成の見込み	
活動上問題の成果	
普及指導体制の指	※普及指導活動体制図を添付する

## 2 自己評価

評価項目	採点	コメント	採点基準
緊急性・必要性			5 高い
普及計画の妥当性			4 やや高い
進捗状況・活動目標に対する達成度			3 普通
普及指導活動による成果の波及効果			2 やや低い
普及活動体制等の妥当性			1 低い
合計（平均点）	※採点基準は様式2に準拠する。		